

平成 30 年第 5 回九戸村農業委員会会議

議 事 録

下記のとおり、平成 30 年 5 回九戸村農業委員会会議を招集した。

- 招集の日時 平成 30 年 5 月 21 日 午後 2 時 00 分
- 招集の場所 九戸村役場 第 2 会議室
- 出席農業委員数 10 名
- 出席農業委員の氏名及び議席番号

1 番	野辺地	吉 夫
2 番	平 中	実 博
3 番	高 倉	徳 見
4 番	城 戸	あき子
5 番	山 本	隆 也
6 番	七 戸	はるみ
7 番	関 口	富貴子
8 番	南	信 男
9 番	山 地	博
10 番	千 葉	一 孝

- 出席農地利用最適化推進委員数 6 名
- 出席農地利用最適化推進委員の氏名及び席次番号

11 番	斉 藤	誠 一
12 番	田 澤	松 雄
13 番	松 澤	浩 二
14 番	大 崎	善 孝
15 番	小井田	重 雄
16 番	石 川	弘 志

- 欠席農業委員及び農地利用最適化推進委員の氏名及び議席番号
なし

- 職務のため出席した者

事務局長	杉 村	幸 久
事務局長補佐	浅 水	涉
主任	大 崎	篤 史

提出議案

- 議案第1号 「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」
- 議案第2号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」
- 議案第3号 「農用地利用配分計画案に対する意見について」
- 議案第4号 「農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申出に対する意見の決定について」

<p>議長</p>	<p>開会 午後2時00分</p> <p>ただ今から平成30年第5回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中10名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。</p> <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」)</p> <p>議事録署名委員に3番高倉委員と4番城戸委員を、書記には事務局の大崎主任を指名致します。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>局長補佐</p>	<p style="text-align: center;">(議案書を読んで説明)</p>
<p>議長</p>	<p>土地的には、第2種農地のその他に該当する農地で、転用許可できる案件です。</p> <p>議案第1号の説明が終わりました。現地確認については、山地委員さんと田澤推進委員さんをお願いしてありますので、確認結果についてご報告頂きたいと思います。</p>
<p>12番</p>	<p>本日9時半頃、山地委員と私と事務局から浅水さん、大崎さん、本人も立会いのもとで確認したところ、転用することについて、何も問題はないと見て来ました。</p>
<p>議長</p>	<p>ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
<p>3番</p>	<p>増築後の床面積はどうなっていますか。</p>
<p>局長補佐</p>	<p>建築面積は、36㎡になるようです。15帖の部屋とトイレと通路と縁側程度の増築になるようです。</p>
<p>議長</p>	<p>他ございませんか。</p>
<p></p>	<p style="text-align: center;">(「なし」)</p>
<p></p>	<p>ないようですので、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり意見なしとする事にご異議ございませんか。</p>
<p></p>	<p style="text-align: center;">(「異議なし」)</p>
<p>局長補佐</p>	<p>議案第1号は、原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。この案件には、七戸はるみさんと田澤松雄さんの案件があるので、退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(七戸委員、田澤推進委員、退席)</p> <p style="text-align: center;">(議案書を読んで説明)</p>
<p>議長</p>	<p>7番、8番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ござ</p>

	<p>いませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」)</p> <p style="text-align: center;">(七戸委員、田澤推進委員着席)</p> <p>それでは1番から説明をお願いします。</p>
局長補佐	<p>案件の中で訂正がありました。第11地割11-14と記載されていますが、正しくは、第11地割14-2になりますので、訂正をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議案書を読んで説明)</p>
議長	<p>議案第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
14番	<p>1番と2番の期間ですが、何年何ヶ月というのは、何か意味があるのですか。</p>
局長補佐	<p>1番は6年11ヶ月とついているのです、作付でいくと7回です。借りの方がほとんど他の農地を借りている終期を3月31日等で区切っているとすれば、何ヶ月とついています。例えば、5月、6月から借りて4月まで借りるとなると、月数が付いてきます。</p>
14番	<p>分かりました。</p>
3番	<p>お願いがあります。基盤法に利用目的とありますが、何を植えるかを書いて頂ければ助かります。田んぼだと米が大半だけれど、さっきみたいに田んぼを畑にするというような事もあるので、作物も一緒に書いてもらいたいです。</p>
局長補佐	<p>はい。分かりました。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」)</p> <p>ないようですので、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」)</p> <p>議案第2号は原案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第3号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。田澤さんまた退席頂きたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(田澤推進委員退席)</p>
議長	<p>説明をお願いします。</p>
局長補佐	<p style="text-align: center;">(議案書を読んで説明)</p>
議長	<p>議案第3号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
15番	<p>10年の期間と言っていましたが、普通の形と同じように更新になるのですか。</p>
局長補佐	<p>10年というのは、中間管理事業を使って貸借できる期間が10年以上で、貸したときは中間管理事業に貸した人に協力金が出るのがございますので、それに合わせた10年になります。転貸で10年貸していますので、10年過ぎてまた借りるとなったら、同じ手続きをするかと思えます。ですが、最近制度がころころ変わっているので10年後になった時はその時に沿った形で手続きに入る形です。</p>
議長	<p>10年過ぎ、また、交付金が貸し主に入らないこともあるの。</p>

局長補佐	今の制度ですと、交付金の2回目はないです。例えば担い手の人が借りていたものを違う担い手の人に・・・
議長	現状だとないんだ。
局長補佐	私と大崎くんがお互い担い手だとすれば、私が借りていた農地を私が耕作できなくなって、次に大崎くんに貸しますよとなったときに2回協力金が出るかといったらそうではないです。10年間借りなかったことになれば協力金も返して下さいと、返還となります。2回担い手に渡るときは一回分しか出さないととなります。一回協力金をもらった農地は一回で終わりです。更新しても協力金はなし。
議長	次は■■■■さんではなく、違う担い手がやってももらえないわけだ。
3番	一旦40年5月31日を過ぎると、■■■■さんと■■■■さんに一回返るんですか。
局長補佐	はい、返ります。
3番	10年後、■■■■さんと■■■■さんから借りるの？中間管理機構ではないんだ。
局長補佐	それはどちらでもいいと思います。もう一度中間管理機構側が借りる方法でもいいです。
議長	ただ中間管理機構を通して一時金が入らないってことでしょ。
局長補佐	手続き的には同じ手続きができるのですが、貸すにあたって何かいいことが付いてくるかと言ったらないです。
15番	一回だけということだな。
局長補佐	そうです。
議長	他ございませんか。
	(「なし」)
	ないようですので、議案第3号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は、原案のとおり意見なしと決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」)
	議案代3号は、原案のとおり意見なしと決定されました。
	(田澤推進委員着席)
局長補佐	つづきまして、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申出に対する意見の決定について」を議題とします。事務局説明をお願いします。 (議案書を読んで説明)
	まず1件目の所在は、山に囲まれていること、大型機械等で耕作するような土地ではないことから、第2種農地にその他の分類になって、転用可能農地であることから除外できます。2件目です。第1種農地という区分になります。住宅にしたい土地の並びに公共の保育園や会社等が並んでいまして、集落接続という並びの部分については許可が出る例外があります。その例外に該当することから、除外も可能だということで申し入れを受け付けたところであります。
議長	議案第4号の説明が終わりました。案件1番の現地確認につきましては、山地委員さんと田澤推進委員さんをお願いしておりますので、報告をお願いします。
12番	今日午前10時頃、山地委員と私と事務局から浅水さんと大崎さん、4人で確認してきました。農用地区域から除外することに何も問題ないと見てきました。以上です。

議長	案件2番の現地確認については、私と大崎推進委員さんで行いましたので、確認結果については大崎推進委員さんからご報告頂きたいと思います。
14番	10時半から、会長であります千葉委員と私と、事務局から浅水さんと大崎さん、行政書士の方、5人で現地確認を行ってきました。場所は大向でございます。■■■■さんの入口にあるところでございます。農用地区域から除くのに問題はないだろうと思います。■■■■さんは、ここなら災害から逃れられると思います。
議長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
3番	1番、2番の所有者はどなたになりますか。
局長補佐	1番は■■■■さん、2番は■■■■さんになります。
3番	■■■■さんと■■■■さんは別世帯なの。
局長補佐	別世帯で、親戚だそうです。
3番	計画変更後の手続きは？
局長補佐	どちらも5条申請になります。
議長	他ございませんか。
8番	1番ですが、川を渡っての土地になっていますが、大型トラックが通ると思うのですが、橋の幅とか強度とか大丈夫なのでしょうか。
局長補佐	■■■■さんでは、トラックが通れる程の橋を自分で作って渡る方法を取るようです。
8番	私の記憶だと、トラックが通れるところではないような気がしたのですが。
局長補佐	元々橋には重量5t未満と書いている看板がありました。なので、そちらは通らないようにする。
8番	別な場所に橋をかけるということ？
局長補佐	そうですね。
8番	木を置くと言っていましたが、川には転落しないような防止措置とかはするのですか。
局長補佐	こちらの権限ではないですが、そういうのはして下さいという話はしたいと思います。
8番	すぐ下が川だから転がれば、間違いなく堰止めになって二次災害が起こりうる可能性がある。上のほうにも畑があったよね。
局長補佐	上のほうには、いくつか田んぼとか畑があるようですが、その並びにも田んぼがあります。
9番	隣の■■■■さん達は、こことは違う上のほうの橋から農地に入っている。
15番	上の農地の人が通るに支障がなければいいと思うが。
議長	他ございませんか。
	(「なし」)
	ないようですので、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申出に対する意見の決定について」は、原案のとおり意見なしと決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」)

議案第4号は、意見なしと決定されました。

本日の議案は以上です。

これを持ちまして、平成30年度第5回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

閉会日時 平成30年5月21日 午後2時47分終了